

加西市地域体制強化共同支援加算に係る取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、加西市地域生活支援拠点等事業実施要綱（令和7年加西市訓令第8号。以下「実施要綱」という。）第3条第5号に規定する「地域の体制づくり」の機能強化を図るため、指定特定相談支援事業所（以下「相談支援事業所」という。）が、地域体制強化共同支援加算（以下「加算」という。）を算定できる場合について、必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援拠点等事業所の登録)

第2条 加算の対象となる相談支援事業所は、実施要綱第8条に規定する地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録されている事業所とする。

(共同支援の実施)

第3条 相談支援事業所は、地域課題のある支援困難な事例について、保健、医療又は福祉等のサービスにかかる3事業者以上が参加する共同支援会議を開催し、情報の共有、支援内容の検討及び地域課題の整理を行うものとする。

2 前項に規定する共同支援会議による検討結果を踏まえ、支援対象者に対して、保健、医療又は福祉等のサービス等にかかる3事業者以上と共同して、在宅での療養又は地域において生活するうえで必要となる説明、指導及びその他の支援（以下「共同支援」という。）を実施するものとする。

(自立支援協議会等への報告)

第4条 相談支援事業所は、共同支援会議において整理された地域課題について、共同支援会議報告書（別記様式）により加西市障害者自立支援協議会相談支援連絡会（以下「連絡会」という。）に報告し、地域課題を協議する。

2 報告にあたっては、共同支援の対象者本人又はその保護者等から、連絡会における必要な情報の共有及び報告に関する同意を得なければならない。

3 報告内容は、個別支援の事例紹介ではなく、地域課題の抽出・整理を目的としたものでなければならない。

4 連絡会での報告は、当該共同支援を実施した相談支援事業所の職員が出席し、口頭により説明を行う。

5 連絡会で協議された地域課題及び協議内容については、加西市障害者自立支援協議会運営会議に報告を行うものとする。

(加算の算定)

第5条 相談支援事業所は、連絡会での報告を行った後、当該支援に係る加算を算定することができる。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。